

京都市中央斎場の御利用案内

京 都 市

謹んで故人の御冥福をお祈り申し上げます。

京都市中央斎場の御利用につきましては、次の事項について御協力をお願いいたします。

記

1 受付時間

午前10時から午後4時30分まで

2 利用申込

斎場の御利用に際しましては、以下のものを御用意願います。

- (1) 京都市中央斎場使用許可申請書（各区役所、支所の市民窓口課受付窓口及び中央斎場受付窓口にあります。）
- (2) 埋火葬許可証
- (3) 使用料金

なお、死亡時刻から24時間経過後でなければ火葬することはできません（ただし、妊娠7箇月に満たない死産のときはこの限りではありません。）。

3 休場日

1月1日及び毎月3回（不定休）

4 供 車

以下の台数以内での御協力をお願いいたします。

乗用車	4台 (注)
マイクロバス御利用のとき	マイクロバス 1台 と乗用車 2台 (注)

(注) お寺さん等の乗用車やタクシーを含みます。

また、駐車場の御利用は乗用車3台又はマイクロバス1台と乗用車1台までとします。乗用車4台又はマイクロバス1台と乗用車2台で来場された場合は、車両1台は告別ホールでのお別れ後、速やかにお帰りいただきますようお願いいたします。

5 告別ホール

告別ホールでのお別れは、できるだけ速やかに行われますようお願いいたします。

6 待合室

待合室のスペースには限度がありますので、収骨待ちの御遺族の方は**10名以内**でお願いいたします。

7 副葬品

棺の中に次の品物などを入れないでください。

石 油 製 品	おもちゃ、人形などのプラスチック製品、発泡スチロールなど
危 険 物	スプレー、ガスライター、電池、酒パック、缶類など爆発性のあるもの
ガ ラ ス 製 品	メガネ、ビン類など
燃えにくいもの	布団、毛布、書籍、果物、陶器類、電化製品、金属製品など
不 燃 物	釣竿、杖、ゴルフクラブなどのグラスファイバー製品、カーボン製品、義手、義足など

(注) 副葬品を入れられますと火葬に悪影響を及ぼす可能性がありますので、絶対に入れないよう御協力願います。

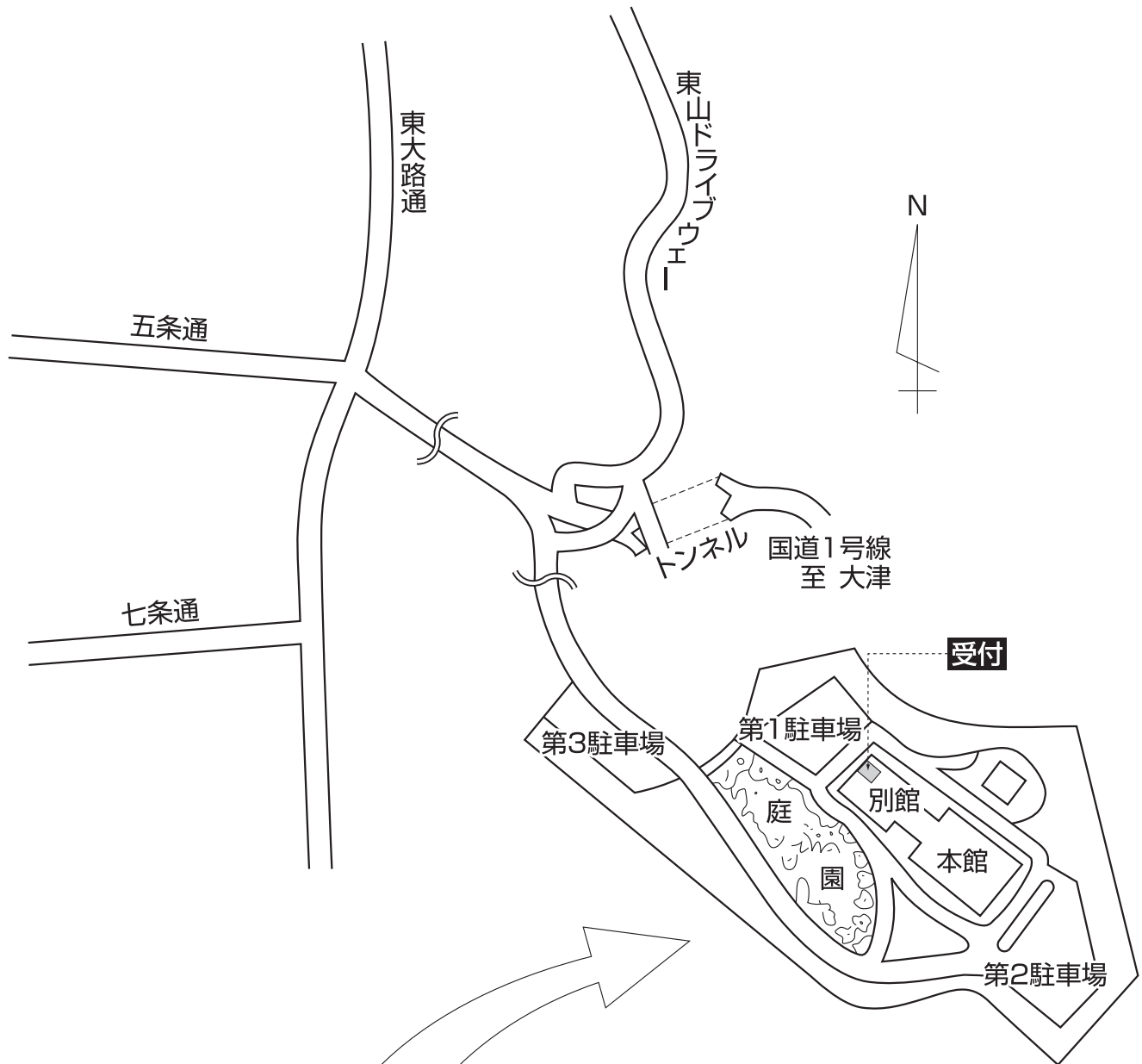
8 お願い

- (1) 告別ホールや炉前ホールでのお別れに際し、酒や水をまかれますと、施設を損傷し、他の御遺族の御迷惑にもなりますので絶対に止めてください。
- (2) 御遺体に**心臓のペースメーカー、義手、義足**を装着しておられる場合は、事前にその旨葬祭業者又は斎場職員にお知らせ願います。
- (3) 場内での**撮影**(携帯電話による撮影も含む。)は禁止しております。
- (4) 場内では指定場所以外は**禁煙**となっております。
- (5) 場内への**飲食物の持込みは御遠慮**いただきますようお願いいたします。

9 その他

- ◇ 職員に対する**心付けなどは不要**です。
- ◇ なお、施設の御利用につきましては、掲示や係員の指示にしたがっていただきますようお願いいたします。
- ◇ 収骨後に残されたお骨は、お骨とその他のものに分別し、かさを減らしたうえで、斎場内の専用施設に収蔵しています。なお、分別の過程では、金や銀などの有価物を抽出することができますので、これを売却し、売却益は今後の中央斎場の利用環境の向上や機器の修繕、改修等の財源として大切に活用させていただきます。

《案 内 図》



京都市中央斎場

京都市山科区上花山旭山町19-3

電話 075-561-4251